⑶　土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当と認められること（法第６条第２項第３号関係）。

法第６条第３項において、都市計画法の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第１項の規定による協議が調ったものについては、農業振興地域の指定をしてはならないと規定されているが、その他当該土地が次のアからオまでに掲げる区域内の土地である場合は、その農業上の利用の確保を図ることが相当とは認められないこと。

ア　港湾法（昭和25年法律第218号）の臨港地区、港湾区域又は港湾隣接地域

イ　自然公園法（昭和32年法律第161号）の国立公園又は国定公園の特別保護地区

ウ　流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）の流通業務地区

エ　都市計画法の用途地域又は臨港地区

オ　規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のために利用すべきもの（法第10条第３項第５号に規定する土地が介在しているものを除く。）

第５　その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項

⑴　農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策の農用地区域における実施

農業振興地域は農業振興に関する施策を計画的に推進する地域であり、この農業振興地域のうち農用地区域は、農業生産の大宗を担う区域である。したがって、農業生産基盤整備事業等農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策は、原則として農用地区域を対象として行うものとする。

⑵　農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の２の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

⑶　農業振興地域整備計画の策定・変更手続

農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、農業振興地域整備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村の住民に対して意見書の提出の機会を付与することにより手続の公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で、農用地等の確保のための取組及び各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

⑷　交換分合制度の活用

法第13条の２の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。

⑸　公用施設又は公共用施設の整備との調整

国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第１条の２第３項に規定される国及び地方公共団体の責務に鑑み、法第13条第２項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

⑹　推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針の策定・変更、農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、都道府県においては、都道府県農林業団体、都市計画審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体連合会その他都道府県の関係団体を代表する者、市町村においては、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

（別添）

都道府県が定める農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標の設定の基準

１　算定式

［令和17年の農用地区域内農地の面積の目標値］

＝［これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和17年時点の農用地区域内農地の面積］

＋［令和17年までの農用地区域への編入促進］

＋［令和17年までの荒廃農地の発生防止］

＋［令和17年までの荒廃農地の解消］

＋［令和17年までの各都道府県において独自に考慮すべき事由］

２　設定基準

⑴　令和17年の農用地区域内農地の面積のすう勢　　○○千ha（①－②）

①　令和５年（基準年）の農用地区域内農地の面積　○○千ha
②　これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和17年時点の農用地区域内農地の面積　○○千ha
ア　農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外（令和２年から令和５年までのすう勢）
イ　荒廃農地の発生（令和２年から令和５年までのすう勢）

⑵　農用地区域への編入促進　　○○千ha

①　農業振興地域における農用地区域以外の地域（農振白地地域）の農地のうち、法第10条第３項各号に掲げるものについて、農用地区域への編入を積極的に促進することにより、集団的に存在する農地であって一定の要件を備えたものの相当部分の面積を農用地区域に編入
②　農業の生産条件が不利な中山間地域等における農業生産活動を継続するための支援、地域・集落における農地保全に関する共同活動への支援及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進による農用地区域への編入

⑶　荒廃農地の発生防止　　○○千ha

農用地区域内農地については、以下の施策の拡充等により、これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和17年までの荒廃農地の発生を防止
ア　農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化
イ　農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の確保
ウ　その他の農業振興施策

⑷　荒廃農地の解消　　○○千ha

遊休農地に関する措置の状況に関する調査の結果、抜根、整地、区画整理、客土等により、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるとされた農用地区域内の荒廃農地については、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農業生産基盤整備の効果的な活用その他の関連施策による実績（令和２年から令和５年まで）を踏まえて解消

⑸　その他各都道府県において独自に考慮すべき事由　　○○千ha

①　都道府県独自の農地保全施策等の推進による農用地区域への編入の促進及び荒廃農地の発生の防止等
②　定期見直し等により、自然的条件が不利な農地等農用地区域の設定要件を満たさないと判断される農地の農用地区域からの除外
③　都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による農用地区域からの除外等